◇ ⇔ 規

示 則

農業委員会の区域変更通信地図修正測量の終了鳥取県病害虫防除用機具貸付規則

Ħ

次

昭和三十年七月二十二日

鳥取果知事

遠

藤

茂

鳥取県病害虫防除用機具貸付規則をここに公布する。

鳥取県病害虫防除用機具貸付規則

規

則

鳥取県規則第四十一号

第一条 (総則) の貸付につい 病害虫防除用機具(以下「防除機具」という。 ては、 との 規則の定めるところによる。

昭和四年四月十五日第三每週火、金曜日發行(但 種郵便物認可

(貸付の範囲)

第二条 対し貸付ける。 所長(以下「所長」という。)が必要と認めるものに 業共済組合又は農業協同組合であつて所轄病害虫防除 止し、主要食糧農作物の增産を図るため、 防除機具は、病害虫の異常発生义はまん延を防 市町村、農

(貸付の申請)

第三条 者」という。)は病害虫防除用機具借受申請書 第一号以下「申請書」という。)を所長に提出しなけ ればならない。 防除機具を借り受けようとする者(以下 「申請 (様式

(貸付決定)

第四条 きは、その内容を審査して、貸付の適否を決定し、貸 付するものとする。 付を行う場合にあつては病害虫防除用機具貸付承認書 (様式第二号以下「承認書」という。 所長は、 前条の規定による申請書を受理したと を申請者に交

前項の承認書を受けた者が防除機具を借り受けると

防除機具の引取、

管理及び返納に要する経費は、

3

を提出しなければ

 $\mathbf{2}$

借受人は、

前項の確認を得るまでは、

修理又は損害

借受希望期間

年

日か

月月

日まで 6

Ξ

防除対象病害,虫の種類

四

使用農藥名

六 五

返納日時及び場所 防除区域及び面積

第八条 第七条 (返納) (損耗、 関係吏員の検査を受けて、 償しなければならない。但し、 本人の負担においてこれを修理し、 具を管理するとともに、 とができないと認められるときはこの限りでない。 借受人は、 借受人は、 借受人は防除機具を破損し、 補償等) 防除機具を返納しようとするときは 善良な管理者の注意をもつて防除機 これを転貸してはならない。 当該防除機具が貸付を受け 借受人の責に帰するこ 又はその損害を補

すみやかに書面をもつて所長に報告するとともに 又は滅失したとき

(様式第一号)

月

日

責任者

氏

名

(報告) 補償の責を発がれない。 受人がこの規則に違反し、 ときは、貸付期間中であつても防除機具の返納を命ず ることがある。 所長は緊急に防除機具を必要とするとき若しくは借 又は貸付を不適当と認める

第九条 実績報告書(様式第四号)を所長に提出し 借受人は、

防除機具の返納後一週間以内に防除

なければな

らない。

この規則は、 公布の日か ら施行する。

名称

○○病害虫防除所長殿

た時と同一状態である旨の確認を得なければならない。

殿

病害虫防除用機具貸付承認書

審査の結果、次のとおり貸付を承認する。 日付病害虫防除用機具借受申請書を

防除機具の種類及び台数

なお

三条により申請します。

具を借受けたいから鳥取県病害虫防除用機具貸付規則第

病害虫の防除を緊急に実施するため、

次のとおり防除機

病害虫防除用機具借受申請書

することを誓約します。

借受希望機具の種類及び台数

虫防除用機具貸付規則による借受人の義務を完全に履行

との申請により貸付を受けた場合は、

鳥取県病害

_

貸付期間

月 月

日まで 日から

= 引渡期日及び場所

24 返納期日及び場所

月

日

(様式第三号)

名称

責任者

氏

名

(B)

日付病害虫防除用機具貸付承認書に

次のとおり病害虫防除用機具を確か に借用致しま

証

○○病害虫防除所長殿

○○病害虫防除所長

基き、

H

(様式第二号)

第2635号0320 昭和30年7月22日 鳥取県公報 金曜日 鳥取市邑美農業委員会 定により昭和三十年七月二十日から鳥取市邑美農業委員 法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第二項の規 鳥取市に編入されたことに伴い、農業委員会等に関する 農業委員会の名称区域 会の区域が次のとおり変更された。 項の規定に基き岩美郡米里村の区域を廃し、その区域が 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一 鳥取県告示第三百五十七号 昭和三十年七月二十二日 鳥取県知事 邑美農業委員会の区域 前の岩美郡米里村及び鳥取市 遠 区 域 茂

実績を次のとおり報告します。 二 借用期間 ○○病害虫防除所長殿 した。 (樣式第四号) 防除の状况 防除機具の種類及び台数 防除面積 防除した病害虫の種類 防除実施の方法 防除した期出 防 月 除 名称 月 実績 ·責任者, 日借受けました防除機具による防除 日 年 年 報 氏 吿 月 月 日まで 日から 名 別種機 の修正測量を終了した旨広島郵政局長から通知を受けた。 次の地域における昭和三十年度第一、 五 四 Ξ 鳥取県告示第三百五十六号 測量地域 号品県 番備 借受機具別使用状况 使用藥剤の種類及び数量 昭和三十年七月二十二日 防除及び機具修理に要した経費 その他必要な事項 台数 使用 告 倉吉市及び東伯郡 稼働 日数 鳥取県知事 間延稼 時働 示 遠 防除 面積 四半期分通信地図 補修の状況 故障の有無及び 茂